

堺市中学校給食検討懇話会開催要綱

令和元年 11 月 25 日 制 定

令和 2 年 4 月 1 日 一部改定

令和 2 年 8 月 1 日 一部改定

1 目的

本市立中学校のすべての生徒に、安全な学校給食を実施することができるようにするため、中学校給食全員喫食導入についての基本的な実施方針・実施計画等を定めるに当たり、有識者、保護者等から広く意見を聴取するため、堺市中学校給食検討懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

2 意見を聴取する事項

- (1) 中学校給食の実施方針等に関する事項
- (2) 中学校給食導入時の課題及びその対策についての事項
- (3) 前各号に掲げる事項に関連する本市の学校給食に関する事項

3 構成

懇話会は、次に掲げる者のうち、教育長が依頼する 12 人以内の者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保護者を代表する者で堺市 P T A 協議会から推薦を受けたもの
- (3) 堺市立小学校の長
- (4) 堺市立中学校の長
- (5) 堺市立小学校の栄養教諭等
- (6) 堺市立中学校の栄養教諭等

4 座長

- (1) 懇話会に座長を置き、構成員の互選により定める。
- (2) 懇話会の会議は、座長が進行する。
- (3) 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を行う。

5 関係者の出席

教育長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 開催期間

令和 2 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの間とする。

7 庶務

懇話会の庶務は、学校給食改革室において行う。